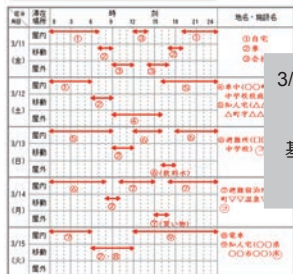


# 基本調査 基本調査 問診票

平成25年11月より、問診票の「簡易版」も導入しました。

## 詳細版（従来版）



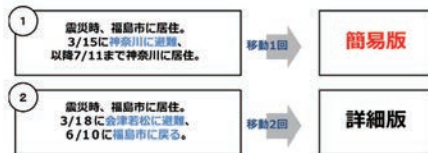
3/11～3/25までは1時間単位  
で記入していたものを、  
基本的な行動パターンで、  
まとめて記入

## 簡易版

### 【簡易版の適用条件】

震災後4か月間で避難や引っ越し等で居住地、学校、勤務先の変更等、行動パターンの大きな変化が1回以下の方のみが対象となります。

例



県民健康調査の「基本調査」とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト）より作成

基本調査で行動記録等を記入いただく問診票は、3月11日から3月25日までの行動については1時間単位で記入いただくものでした。しかし、記入が難しいとご指摘を受けて、記入内容を簡略化した「簡易版」問診票を平成25年11月より導入しました。

ただし、精度管理上、簡易版の利用には条件があり、震災後4か月間に避難や引っ越し等で生活の場の大きな変化が1回以下の方のみが対象となります。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年3月31日